

○八戸市体験学習施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市体験学習施設条例（平成30年八戸市条例第62号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 八戸市みなと体験学習館（以下「体験学習館」という。）の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（一部改正〔令和7年規則56号〕）

(休館日)

第3条 体験学習館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(使用期間)

第4条 体験学習館の使用期間は、第3項に定めるものを除き、同一使用につき、引き続き1箇月を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用期間を変更することができる。

3 カフェブース及び防災グッズ展示コーナーの使用期間は、1年以内とし、指定管理者が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(使用許可の申請手続等)

第5条 条例第7条第1項の規定により体験学習館の使用の許可を受けようとする者は、八戸市みなと体験学習館使用許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当な理由があり、かつ、体験学習館の管理運営上支障

がないと認めるときは、この限りでない。

(1) カフェブース 使用開始期日前10箇月から30日まで

(2) カフェブース以外の施設 使用開始期日前10箇月から8日まで

(使用許可書の交付等)

第6条 指定管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合において、体験学習館の使用を許可したときは、当該申請者に八戸市みなと体験学習館使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 前項の規定により体験学習館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用の際使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の変更)

第7条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、八戸市みなと体験学習館使用変更承認申請書（別記第3号様式）に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、カフェブース又は防災グッズ展示コーナーの使用許可を受けた者は、自己の都合により、許可を受けた使用期間を短縮しようとするときは、短縮後の使用期間の末日前3箇月までに前項の申請書に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前2項の規定により八戸市みなと体験学習館使用変更承認申請書を受理した場合において、使用の変更を承認したときは、八戸市みなと体験学習館使用変更承認書（別記第4号様式。以下「変更承認書」という。）を当該申請者に交付する。

(使用の中止)

第8条 使用者は、体験学習館の使用を中止しようとするときは、八戸市みなと体験学習館使用中止届（別記第5号様式）に使用許可書（変更承認書を含む。第10条第2項において同じ。）を添えて、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の納付)

第9条 使用者は、体験学習館の利用料金（以下「利用料金」という。）を使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、カフェブース又は防災グッズ展示コーナーの使用許可を受けた者は、これらを通年で使用する場合は利用料金については、毎月末日までに翌月分を納付することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当該使用終了後指定管理者の定める期限までに納付することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合
(利用料金の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の利用料金のうち使用できな
い期間の利用料金に相当する額
 - (2) 条例第9条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の利用料金のうち
使用できない期間の利用料金に相当する額
 - (3) 使用開始期日前7日までに使用中止の届出があったとき 既納の利用料金の5割の額
- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、八戸市みなと体験学習館利用料金還付申請書（別
記第6号様式）に使用許可書及び利用料金領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、利用料金の還付を決定したときは、
八戸市みなと体験学習館利用料金還付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通
知する。
(利用料金の減免)

第11条 条例第13条の規定により減額し、又は免除する利用料金の額は、次の各号に掲げる場
合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の小学校又は中学校が主催し、児童生徒の学習に関する行事を行うために使用する
とき 利用料金の2割に相当する額
 - (2) 市内の市民活動団体（町内会活動その他営利のみを目的とせず市民が自主的に行う公益
性のある活動をする団体をいう。）が主催する行事に使用する場合で、市長が特に必要と
認めるとき 利用料金の全額
 - (3) 当市が主催する行事に使用するとき 利用料金の全額
 - (4) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 利用料金の全額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、八戸市みなと体験学習館利用料金減免申
請書（別記第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、利用料金の減額又は免除を決定し
たときは、八戸市みなと体験学習館利用料金減免決定通知書（別記第9号様式）により当該
申請者に通知する。

(行為の禁止)

第12条 体験学習館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体験学習館の施設、設備等を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) その他体験学習館の管理に支障がある行為
(立入り)

第13条 体験学習館を使用する者は、係員が体験学習館の管理のためその使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（令和7年7月30日規則第56号）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

（その 1）

八戸市みなと体験学習館使用許可申請書

申請 年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
申 請 者	住 所 団体名 氏 名 TEL ()
使用施設区分 カフェブース	
使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで	
営業計画	
添付書類 1 2 3	
受付 年 月 日	許可 年 月 日

(その2)

八戸市みなと体験学習館使用許可申請書

(あて先)(指定管理者代表者)		申請 年 月 日	
		住所 団体名 氏 名 TEL ()	
使用日時			
年 月 日() 時 分 から 年 月 日() 時 分 まで			
使用目的			
内 容		人 員	
		人	
使用施設区分	利用料金(円)	許 可 条 件	
☐ 湊ワイドスコープ 展示ブース			
☐ 地域のあゆみ 展示ブース			
☐ 防災グッズ 展示コーナー			
☐ 多目的室			
合 計			
備 考			
受 付 年 月 日		許可 年 月 日	

※太枠内を記入してください。

第 2 号様式（第 6 条関係）

（その 1）

八戸市みなと体験学習館使用許可書

住 所 団体名 氏 名 TEL （ ）		様
使用施設区分 カフェブース		
使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用料金 円		
許 可 条 件		
備 考		
上のとおり許可します。		許可 第 号 年 月 日 (指定管理者代表者) 印

(その2)

八戸市みなと体験学習館使用許可書

住 所 団体名 氏 名 TEL ()			様
使用日時 年 月 日() 時 分 から 年 月 日() 時 分 まで			
使用目的			
内 容		人 員 人	
使用施設区分	利用料金(円)	許 可 条 件	
☐ 湊ワイドスコープ 展示ブース			
☐ 地域のあゆみ 展示ブース			
☐ 防災グッズ 展示コーナー			
☐ 多目的室			
合 計			
備 考			
上のとおり許可します。		許可 第 号 年 月 日 (指定管理者代表者) 印	

第3号様式（第7条関係）

八戸市みなと体験学習館使用変更承認申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申請 年 月 日	
		申 請 者	住 所
			団体名
			氏 名
		TEL ()	
既に受けている使用許可			
年 月 日 第 号			
理 由			
内 容	変 更 前		
	変 更 後		
添付書類			
八戸市みなと体験学習館使用許可書			
備 考			
受 付		年 月 日	承 認
			年 月 日

※太枠内を記入してください。

第4号様式（第7条関係）

八戸市みなと体験学習館使用変更承認書

		住 所 団体名 氏 名 TEL ()
既に受けている使用許可 年 月 日 第 号		
理 由		
内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添付書類 八戸市みなと体験学習館使用許可書		
備 考		
上のとおり承認します。		年 月 日 (指定管理者代表者) 印

第5号様式（第8条関係）

八戸市みなと体験学習館使用中止届

届出 年 月 日	
(あて先)(指定管理者代表者)	住 所 届 出 者 団体名 氏 名 TEL ()
既に受けている使用許可 年 月 日 第 号	
使用予定日時 年 月 日() 時 分 から 年 月 日() 時 分 まで	
理 由	
添付書類 八戸市みなと体験学習館使用許可書（八戸市みなと体験学習館使用変更承認書）	
受 付 年 月 日	

※太枠内を記入してください。

第 6 号様式（第10条関係）

八戸市みなと体験学習館利用料金還付申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申請 年 月 日	
		住 所	
		申 請 者 団体名	
		氏 名	
		TEL	()
理由			
還付申請額		円	
添付書類			
八戸市みなと体験学習館使用許可書（八戸市みなと体験学習館使用変更承認書） 利用料金領収書			
還付決定額		円	
受付	年 月 日	決定	年 月 日

※太枠内を記入してください。

第 7 号様式（第10条関係）

八戸市みなと体験学習館利用料金還付決定通知書

住 所 団体名 氏 名 TEL () 様
理由
還付決定額 円
年 月 日 上のとおり決定します。 (指定管理者代表者) 印

第 8 号様式（第11条関係）

八戸市みなと体験学習館利用料金減免申請書

(あて先) (指定管理者代表者) 申 請 者 住 所 団体名 氏 名 TEL ()		申請 年 月 日
		理由
		減免申請額
		添付書類
減免決定額		円
受付 年 月 日	決定 年 月 日	

※太枠内を記入してください。

第 9 号様式（第11条関係）

八戸市みなと体験学習館利用料金減免決定通知書

住 所 団体名 氏 名 TEL ()		様
理由		
減免決定額		円
上のとおり決定します。		年 月 日
(指定管理者代表者)		印